＼フローチャートで確認しよう／

あなたは申告が 必要？ 不要？？

このフローチャートは一般的な事例です。ここに載っている事例が当てはまらない場合もありますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

秦 野 市
令和７年度

まずはフローチャートで、市民税・県民税の申告が必要かどうか確認してみましょう。なお、所得税の還付を受ける方、又は申告する義務がある方は、確定申告書を提出してください。その場合、市民税・県民税の申告は不要です。

※市民税・県民税は、世帯ではなく個人に課税されますので、個々に判定が必要になります。

START

令和７年１月１日現在、秦野市に居住していましたか。

- いいえ → **秦野市に市民税・県民税の申告は不要**
  令和７年１月１日現在に居住していた市区町村にお問い合わせください。
  住民票を移していない場合でも、実際に居住している市区町村で課税になります。
- はい ↓

令和６年１月１日から令和６年 12 月 31 日までに収入がありましたか。（障害・遺族年金、雇用保険給付金、生活保護給付金、定額減税補足給付金などの非課税所得を除く。）

- いいえ → 秦野市に居住している方の税法上の控除対象（同一生計）配偶者、扶養親族になっていますか。
  ※合計所得金額が 1,000 万円を超える給与所得者の同一生計配偶者（障害者に該当する方を除く）の場合は、年末調整では税法上の扶養親族として取り扱われません。
  - いいえ → **市民税・県民税の申告が必要**
    申告書の◐「前年中収入がなかった人の記入欄」に必要事項を記入して提出してください。
  - はい ↓ 国民健康保険に加入していますか。
    - はい → **市民税・県民税の申告が必要**
    - いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**
    - **Point!** ただし、児童扶養手当等を受給する場合や、所得証明書等を必要とする場合は、申告が必要になります。
- はい ↓

公的年金等収入はありましたか。

- はい → 公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）の収入金額（２か所以上ある場合は、その合計額）が 400 万円以下ですか。
  - いいえ → 平塚税務署へ確定申告書を提出してください。（市民税・県民税の申告は不要です。）
  - はい ↓ 公的年金等以外の所得（給与・営業・農業・不動産・一時・その他雑所得など）がありますか。
    - はい → 公的年金等以外の所得が20万円を超えますか。
      - はい → 平塚税務署へ確定申告書を提出してください。（市民税・県民税の申告は不要です。）
      - **Point!** ただし、所得の合計（額）が控除の合計（額）を下回る場合、確定申告は不要とされています。
      - いいえ → **市民税・県民税の申告が必要**
        ※申告書の書き方については、中面を御確認ください。
    - いいえ ↓ **Point!** 個人年金は「その他雑所得」になります。
  - いいえ ↓ 公的年金等から所得税が源泉徴収されていますか。
    源泉徴収票の源泉徴収税額を御覧ください
    - いいえ → A）65 歳以上の方で公的年金等収入が 155 万円を超えていますか。
      B）65 歳未満の方で公的年金等収入が 105 万円を超えていますか。
      ※65歳以上の方:昭和35年1月1日以前に生まれた方
      - はい → 公的年金等の源泉徴収票に記載された人的控除（配偶者控除や扶養控除など）の変更や追加がある、又は公的年金等から天引きされている保険税（料）以外で控除するものがありますか。
        - はい → **市民税・県民税の申告が必要**
        - いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**
        - **Point!** 医療費控除、生命保険料控除、社会保険料控除（納付書や口座振替で納めたもの）などのことです。申告がないと市民税・県民税が高くなる場合があります。
      - いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**
    - はい ↓ 所得税の還付を受けるため、平塚税務署に確定申告書を提出しますか。
      - はい → **市民税・県民税の申告は不要**
      - いいえ → 公的年金等の源泉徴収票に記載された人的控除（配偶者控除や扶養控除など）の変更や追加がある、又は公的年金等から天引きされている保険税（料）以外で控除するものがありますか。
  - はい ↓ 給与収入はありましたか。
    - いいえ → 平塚税務署に確定申告書を提出しますか。
    - はい ↓ 令和６年中に勤務先を中途退職しましたか。
      - はい → 退職後、年末までに再就職して、前の勤務先分と合わせて年末調整をしましたか。
        - いいえ → 平塚税務署に確定申告書を提出しますか。
        - はい ↓ 勤務先から秦野市役所に給与支払報告書の提出がありますか。（勤務先の給与担当に確認してください。）
          - いいえ → 平塚税務署に確定申告書を提出しますか。
          - はい ↓ 給与所得の源泉徴収票に記載された各種控除（扶養控除や社会保険料など）に変更や追加がありますか。
            - はい → 平塚税務署に確定申告書を提出しますか。
            - いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**
      - いいえ ↓ 勤務先から秦野市役所に給与支払報告書の提出がありますか。（勤務先の給与担当に確認してください。）

平塚税務署に確定申告書を提出しますか。

所得税の還付を受ける方、又は申告義務のある方は、確定申告書を平塚税務署へ提出してください。
ただし、本年2月17日（月）から3月17日（月）までの申告会場は平塚市役所庁舎１階多目的スペースです。（土日祝日を除きますが、3月2日（日）は開場）

平塚税務署
〒254-8533
平塚市浅間町９番１号　平塚市庁舎内
電話 0463-22-1400㈹

- はい → **市民税・県民税の申告が必要**
- いいえ → **市民税・県民税の申告は不要**